

消費税増税・社会保障解体・法人税減税

熊澤通夫 (経済評論家)

目 次

はじめに

- I、一体改革の基本的な仕組み
 - II、社会保障制度の解体～自立が基本、公費は「補完」～
 - III、法人税減税等～成長戦略の実施と新しい増税段階～
- むすび ～対抗軸～

はじめに

今日のテーマは、「消費税増税・社会保障解体・法人税減税」と三題話みたいですが、どういうことかという、消費税は増税になる、しかし社会保障はよくなる、これが一体改革で、「解体」という言葉を使っています、これは社会保障の切り捨てとか水準の引き下げということではなくて、社会保障の理念の転換が起きているという意味です。消費税増税と社会保障解体が一体改革で、そこに今度は安倍首相が、法人税減税を言い出してきました。この法人税減税は、日本の税制改革を新しい水準に持ち上げるだろう、新しい増税の時代を作る危険性があるという意味でこの三題話にしたわけです。

今日は時間が限られていますので、消費税増税と社会保障の一体改革に焦点を当てながら、話したいと思います。

I、一体改革の基本的な仕組み

1. 経過

消費税が増税になり、社会保障解体の法整備が進んでいる

一体改革の基本的な仕組みですが、これは案外知られていないですけれども、一昨年 8 月 21 日に 3 党合意で作られた「消費税増税等の税制抜本改革法」(仮称。以下、消費税増税法)とほぼ同時に「社会保障改革推進法」ができています。この 2 本が一体改革の基本法です。

この法律に基づいて 2014 年 4 月から消費税税率 3% 引上げ、2015 年 10 月から更に 2% 引上げ(計 5% 引上げの増税)が予定されているということです。レジメにある後の 2 つ、2014 年度税制改革での復興法人特別税の廃止と、「成長」のための租税特別措置拡充は省きますが一つだけ注意しておいてほしいのは、2014 年度税制改革で「法人住民税の国税化と交付税財源化」というのがあります。それは、地方税制改革にとっては、非常に重要な改革で、地方が法人住民税を 2 分の 1 に圧縮して、国にあげちゃったことです。そして国はその全額を地方交付税に変えました。これは、法人住民税の税収が一番多いのは東京都なので、都会から税金を吸い上げて地方にバラマクという地方間財源再配分の仕組みです。この仕掛けが今後大規模化していく可能性があります。これが法人税減税と結びついてくるということで、注意が必要です。

本題に戻って、「社会保障改革国民会議」が社会保障推進改革法に基づいて発足しました。メンバーの多くが安民法制懇と同じように安倍首相のお仲間であります。この社会保障改革国民会議が、去年 8 月 6 日に内閣総理大臣に報告書を提出し、政府はそれを受けて 10 月 1 日に法制上の骨子を閣議決定、10 月 15 日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(以下、

プログラム法)を国会上程しました。これは、子育て、医療、介護、年金の4つについての包括的な制度改正の法律ですが、昨年の臨時国会で成立しています。それを受けて、今年2月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(以下、医療介護総合法)が国会に上程されておりまして、この前、衆議院で強行採決をされて近く成立する予定であります(※6月18日成立)。

こんなことで、消費税増税を決めておいて、社会保障関係の解体に繋がる大規模な改正の法律が成立しているというのが現状です。

2. 一体改革の3目標

一体改革は社会保障充実を目的にしていない

一体改革は社会保障充実を目的にしていないということを何故強調しているのかということです。消費税が上がったから社会保障が良くなるはずだという話をよく聞きます。しかし誰もそんなことは約束していません。これは国民の方の思い込みです。消費税を作るときに、「高齢化社会に備えるために」だと言われました。これを、「高齢化社会のために」という読み違いがあったと同様、高齢化社会が来るから社会保障を良くするために、消費税を作るという読み違いをやった人がいる。今度の場合の一体改革も同じです。

レジメに「一体改革は社会保障充実を目的にしていない」と書いてあります。では一体改革の目標は何かというと、先程の消費税増税法に3つ掲げています。一つは、社会保障の安定財源確保、二は、財政再建、三が法人税減税、公共投資の増額等の成長資金を作ることです。念のために条文を下に書いておきました。

このうち附則は重要な修正、追加です。これは当初原案にはなかったんです。国会審議が始まる前に3党合意で行われた。これを見ると、最初は社会保障の「安定財源の確保」、2番目の「財政再建に使う」は赤字の穴埋めに使うということです。附則で3番目に「成長資金を作る」と書いてあるわけです。どこにも社会保障を充実するとは書いていない。

- * 「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成」(消費税増税法第1条)。
- * 「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。」(消費税増税法附則第18条2項)

3. 「消費税はすべて社会保障費に使う」意味

改革には増税額の10%程度、付替えが中心

「改革には増税額を10%程度、付け替えが中心」とレジメに書きましたが、平成26年度の一般会計予算では、消費税増税見込額5.1兆円程度、社会保障の「充実」に5000億円程度で、そのうち国が出すのは2200億円程度です。ですからほとんど社会保障の改善には使われないんです。改善に使われるものの内訳は次のとおりです。

- ① 子ども子育て ～3000億円
- ② 医療・介護サービス提供体制改革 ～1000億程度(基金)
- ③ 医療保険の低所得者保険料軽減措 ～600億円程度
- ④ 高額医療費の低所得者対策 ～50億円程度
- ⑤ 難病・小児慢性特定疾患の医療費助成 ～300億円程度

5000 億円のうち、3000 億円が子育てです。これは非常に重要な意味を持っていて、社会保障費は、これからは子育てには使うけれども高齢者の方は遠慮してもらおうという象徴的な意味をこの数字は持っている。

それから消費税率 10%の時の増税分の使い途はどうなるかという政府の試算では、

- ① 社会保障の充実 2.8 兆円程度
- ② 消費税増税による政府の負担増 8000 億円程度
- ③ 基礎年金の国庫負担等 3.2 兆円・・・つなぎ公債分
- ④ 消費税で代替した財源 7.3 兆円程度・・・公債又は消費税以外の税金

③+④=10.5 兆円が、公債発行額（財政再建）の抑制や成長等のための財源に変わるわけです。

消費税率 5%から 10%の増税でどれだけ増収になるかということ、だいたい 14 兆円です。この増税分をどう使うか、政府の試算ですけれども、14 兆円のうち社会保障の充実には 2.8 兆円だということです。これがいわゆる改善に向かう部分です。消費税増税による政府の負担増というのがあります。政府が買う物にも消費税が掛かっているわけで、増税になれば、政府の負担も増えるわけです。それが 8000 億円程度ということです。それから去年までは基礎年金の 3分の1と 2分の1の差額の負担は国債でやっていました、それを消費税につけ替えますよと、これが 3.2 兆円です。それから、消費税で代替した財源で、今までほかの税目で社会保障費を賄っていたものを引き上げて消費税に付け替えますよというもので、7.3 兆円程度です。そうすると、14 兆円増えるけれども、少なくとも 10 兆円は、他の財源に回るわけです。このように付け替えて回すというのが政府の説明です。

その次に、社会保障に使うとっている 2.8 兆円ですけれども、本来は 3.8 兆円程度かかるけれども、1.2 兆円は効率化してくださいという意味です。

これも財務省や厚生労働省がよく使う表です。これを読むときに医療と介護は、ほうっておくと、1 年間に 1 兆円ずつの自然増が起きる、この自然に増える部分を切れというのが▲の 0.7 兆円、0.5 兆円です。そうすると子どもは「効率化」、節約をするけれども「少子化対策は切りません。医療と介護のほうで切っています。それで、先程申上げた医療介護総合法ですけれども、この法律で下げるとというのがこの表にはまってくるわけです。

・ 社会保障の改革財源～ 3. 8 兆円程度、効率化による減額～ 1. 2 兆円～

| 充 実 | 効 率 化 |
|-----------------|------------|
| 子ども子育て 0.7 兆円程度 | - |
| 医療 ～1.4 兆円程度 | ▲～0.7 兆円程度 |
| 介護 ～1 兆円程度 | ▲～0.5 兆円程度 |
| 年金 ～0.6 兆円程度 | |

ここでお分かりいただきたいことは、一体改革というのは、一体改革で消費税を上げたけれども、改善に使うのはごく一部です。それは子育ての方に重点的に配分されていきますということです。医療や介護の分野は、自然に増加する部分を含めて、削減しますよと。残ったお金は、成長資金に使いますよということになるわけです。これが法律の仕組です。

4. 公費負担の全額を消費税化による増税～目的税化とは

公費負担分を消費税で賄うにはさらに増税が必要！10%は一里塚

給付 総計 110.6 兆円 (GDP 比 22.7%。2013 年度予算ベース)

年金 53.5 兆円 (48%) 医療 36.0 兆円 (33%) 福祉その他 21.1 兆円 (19%)

注 福祉その他の内、介護 9.0 (8.2%) 子ども子育て 4.9 兆円 (4.5%)

負担

保険料 62.2 兆円(56%) 税 41.0 兆円(37%、うち国税 19.7 兆円) 積立金運用益 7.4 兆円(7%)

(1) 社会保障の給付と負担

次に4番目ですけれども、少し丁寧に書いてみました。社会保障には給付と負担があります。「公費負担分を消費税で賄うにはさらに増税が必要！10%は一里塚」とはどういうことかということ、社会保障の給付は、2013年度のベースで110.6兆円あると計算されています。GDP比で22.7%です。このうち53.5兆円が年金です。医療が36兆円、介護が9兆円、子ども子育てが4.9兆円、後はその他で生活保護費とかがあります。

これを何で負担しているかということ、主力は医療保険とか介護保険とかの保険料で、62.2兆円です。それから税金で41兆円、うち国税が19.7兆円で、年金の積立金の運用益が7.4兆円となっています。

(2) 全額使う意味＝社会保障の目的税化＝社会保障給付費に消費税を充てるという意味

* 社会保障費に充てる消費税額＝14兆円＋7.5兆円＝21.05兆円

社会保障に充てている公費約41兆円。上記との差額約20兆円（財務省の資料では19.3兆円）がこれからの抑制、増収の対象。

* 消費税率10%は一里塚という意味。

社会保障給付費の財源のうち、公費部分は、原則として消費税に置き換える。公費負担分は2012年度40.6兆円から2020年度52.9兆円、2025年度60.5兆円に増加（「社会保障に係る費用の将来推計について」24年3月 厚生労働省）

* 中期財政計画（国際公約）。2020年度に基礎的財政収支を均衡させる。消費税率を10%にして

財務省のポスターにも消費税の収入は全額社会保障費に使いますと書いてありますが、「全額使う」という言葉の意味は、この公費負担に使うということです。全額使うというのは、社会保障の「目的税化」として消費税を使うということで、「目的税」ではないんです。これは社会保障給付費に消費税を充てるという意味です。そうしますと、社会保障費に充てる消費税額は、増税額の14兆円と5%の時代の国の消費税の収入額約7兆円（地方交付税と地方消費税に流れているものですから国税の一般会計に入ってくる消費税額は7兆円です。）を足すと、21兆円というのが社会保障に充てられる消費税額になります。約41兆円が今社会保障に使っている税金です。その差額はどうなるのか、この差額が将来の消費税の増税原因になるんです。だから日本の消費税はやはり2桁だの20%だよねという話がよく出ています。要するにこの差額です。だから、消費税10%は一里塚ということなんです。

しかも、社会保障費は年々上がっていきます。そうすると必要な増税額も上がっていきます。経済成長がどれくらいになっていくかによって自然増収がありますから、税率に換算は難しいのですが、ここで確実に言えることは、消費税を社会保障目的税化して、社会保障給付費のうちの公費負担分を

消費税に置き換えるということになると、消費税率は20%近い数字が出てくるということです。そして、今消費税以外で使っている税金が、財政再建と成長資金に変わってくるということです。

Ⅱ、社会保障制度の解体～自立が基本、公費は「補完」～

1. 基本的な考え方の転換

自立・自助が基本。25条の実質改憲

それでは、社会保障のどこが変わったのかということです。社会保障制度の解体といったのは、日本の社会保障は「自立が基本、公費は『補完』」という見だしを付けておきましたけれども、基本的な考え方の転換が起きている

ということです。今までは増税の話をしてきた

んですけども、今度は増税だけではなくて社会保障給付費も切り詰めていくという話です。公費負担も上げるけれども、社会保障給付費も切り詰めていくというやり方について次にお話をするわけです。

先程、基本法の一つであるといった社会保障推進法はどう書いているか。

* 「社会保障制度改革は、一、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。二、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制する（第2条）

この条文の解説によると

* 「国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである『共助』が自助を支え、自助や共助では対応しきれない困窮などの状況については、受給要件で定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの『公助』が補完する仕組みとするものである。

この『共助』の仕組みは・・・社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助を共同化した仕組みといえる。

したがって、日本の社会保障制度においては、国民皆保険・皆年金に代表される『自助の共同化』としての社会保険制度が基本であり、国の責務としての最低限度生活保障を行う『公助』は自助・共助を補完するという位置づけとなる。」（社会保障制度改革推進会議報告書 2013年8月6日）

これは普遍的人権保障を棄てた救貧思想そのものです。ごく限られた貧しい人だけを税金で救うけれども、他の人は自立しなさいよと、自立・自助でいきなさいよということです。それから、お互いにお金を出し合って社会保険でいきましょうと。税金は使わないようにしましょうということです。こういうのを読むと、それでは日本国憲法との関係はどうか。憲法との関わりでいうと、

* 日本国憲法第25条は、(1)「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(2)「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。これは国民には生存権があり、国家は生活保障の義務があるという意味（社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」（昭和25年10月6日）

それで厚生労働省は、「日本の社会保障制度の体系は、上記の考え方を基本に発展してきた」ということを平成 24 年版「厚生労働白書」で書いています。

ということは、「一体改革」で日本国憲法第 25 条の理念の転換が起きていると読むのだからということになります。

2. 進む具体化（「プログラム法」、「医療介護総合法」等）

昨年の臨時国会で「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）が成立しました。この法律では、2014 年度から 2019 年度までの 5 カ年度につき、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度を項目ごとに改革の方向と工程表を定めています。

今年 2 月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（以下、医療介護総合法という）が国会に上程され成立しました（6 月 18 日）。これらの中から社会保障解体となる主な内容をピックアップすると以下のようになります。

(1) 医療制度の改革

○ 病床の機能分化、連携強化、在宅医療、在宅介護の推進 ⇒入院規制

「入院規制」というところに軸があります。救急医療を大病院に集中します。現在 1 対 7 のベッド数の削減をやります。この 2 年間で、36 万床から 27 万床へ 9 万床削減します。目的は、診療報酬の削減です。

○ 都道府県の役割強化

これはあまり知られていないですが、国民健康保険の運営を市町村から都道府県へ移管します。賦課・徴収等は市町村の業務です。移管すると同時に、都道府県ごとの医療費の公表を制度化します。そうすると、医療費削減の都道府県間競争が起きます。今一番高いのは福岡県、一番低いのが長野県です。低いところに合わせようという保健計画が出てきます。

○ 医療計画の作成

都道府県知事が医療計画を作成しますが、ここに病床区分が入ってくるんです。今 1 次、2 次、3 次の医療圏がありますけれども、特に 2 次医療圏を中心に医療計画を作ります。そうすると、ここでベット数削減が出てくる可能性が強いです。これは基本的に、入院で死ぬな、死ぬのは在宅だと。要するに在宅重視の思想が強烈に出てくるはずで、この計画に従わなかったらどうするかというと、都道府県知事は、当該医療機関に対して是正を勧告することができます。従わなかったら、病院の名前を公表するということが法律に入っている。医療をここまで上から規制しようとするのは、戦後初めてだろうと思います。

(2) 介護制度の改革

介護保険制度では、介護予防等の自助努力、在宅介護の推進などによって施設介護を制限してくるといのがこれからの流れだろうと思います。来年から要支援 1、2 が地域支援事業へ移管されます。地域というのは財政格差がものすごく大きいんです。お金があるところは地域支援事業にお金を使って保障できるんですが、お金のない市町村ですと、この地域支援事業がうまくいくのかという危惧をしています。

それから、特別養護老人ホームへの入居基準を介護度3以上に制限します。

(3) 医療・介護の自己負担

医療・介護の自己負担は、全体として引上げです。ただし、「貧困者対策」として低所得者の負担軽減がっていますが、こちらの方には「救貧対策」という意味での世論操作があります。

○ 平成26年度から平成29年度までを目途に順次実施

- ・ 70歳～74歳までの人の窓口自己負担金を1割から原則2割へ引き上げ
- ・ 大病院への外来受診抑制（紹介状がない場合には定額負担上乘せ）。
～ これは大学病院なんかが中心ですけれども、大病院に紹介状を持たないで行った場合には、初診料以外に加算を取るんです。1万円にするかという話もありますが、現在は取るか取らないか、幾らにするかということは医療機関の自主性に任されています。これを強制してくるということです。
- ・ 在宅療養とのバランスから入院に関する費用の引上げ ～これは何が狙われているかという、食事料の自己負担の引き上げです。
- ・ 一定金額以上の所得者の利用料金引き上げ ～これは介護の施設利用の引き上げです。高齢者医療制度では、3割、1割になっています。それを介護の世界に持ち込もうというものです。
- ・ 特定入所者介護サービス費（補足給付）の支給要件に資産基準を導入 ～介護保険では、所得の低い入所者に対して食費などを補充しています。これは住民税非課税世帯だという所得基準でやっているものですが、これに資産基準を持ち込もうということです。預金が一千万以上あったら補助を出さない方針です。
- ・ 指定介護福祉施設サービス費の支給対象見直し ～これも自己負担を増やすということです。

以上の(1)から(3)あたりまでが現在具体化しつつある内容です。次の(4)年金、その他はこれから起きるかもしれないという問題です。

(4) 年金、その他

○ 年金水準引下げ等

- ・ 物価下落中の年金取り戻し(2.5%) ⇒実施中
- ・ マクロ的経済調整のデフレ下の適用 ～労働人口が減少する、高齢化が進むと、自動的に年金が下がる仕組みになっています。これをマクロ的経済調整といいます。これは物価が下がっているときは、適用できないんです。それを物価が下がっているデフレ下でも適用できるようにするということが検討されているということです。
- ・ 年金支給年齢引上げ ～支給年齢を65歳から67才とか68才にという人が最近増えてきていますが、80歳などと酷いことをいう人もいますが、諸外国の例でも67才とかという例が出ていることから、その辺りの議論がこれから具体化するだろうと思います。
- ・ 一定以上の所得層への支給額抑制 ～一定以上というのがどのくらいなのか分からないのですが、例えば現役世代の平均賃金よりも上の所得層については、年金を全額支給しない。
- ・ 国保料(税)の徴収強化 ～これは今起きていることでもあります。

- ・生活保護費引下げ ～ 生活扶助が引下げられて、現在。教育扶助の引き下げが検討されています。それから、申請抑制が起きています。

これらを見ると、よくもこれだけ考えたと思うんです。社会保障全体について解体の内容が明確に出てきているというのが現状であります。

Ⅲ、法人税減税等～成長戦略の実施と新しい増税段階～

1. 抜本税制改革における法人税改革の位置づけ

新たな増税へ、地方税制にも大きな影響～新しい段階～

(1) 減税と地方税制の改革をめざす

社会保障費を切り下げる、公費負担の中の消費税部分を増やすという一体改革の枠外として、法人税減税の問題が出てきています。法人税を下げるというのは、麻生内閣の時代から続いているのですが、「法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資拡大の観点から、実効税率の引下げ効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること」ということが、消費税増税法第 7 条 1 項 3 号に入っています。ここでのキーワードは“国際競争”すなわち「主要国との競争上の諸条件」です。もう一つは「雇用及び国内投資拡大」です。この二つがミソです。

次に、消費税増税法第 7 条 1 項 5 号では「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的な見直しを行う」となっています。これは何を言っているかということ、法人税と併せて地方税について抜本的な見直しを行うとっているんです。

次に、平成 26 年度与党税制改正大綱には「平成 26 年度税制改革で地方法人課税の偏在性を目的として、イ 道府県民税法人税割の税率（標準税率 5.0%⇒3.2%）、市町村民税法人税割（12.3%⇒9.7%）に引下げ。ロ 地方法人税（国税）の創設。税額：各事業年度の基準法人税額（課税標準）に 4.4%の税率を乗じて得た額。地方法人税の税収は全額を地方交付税の原資化。」と書いてあります。これは東京都からお金が持っていかれる話です。そしてさらに、「消費税率 10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税化をさらに進める。」ということで、これが動くと、今年の税制改革は出発点で、もっと地方から地方法人住民税を国に吸い上げて交付税化していくという方向が出てきます。

2. 成長戦略と法人税減税

トリクルダウンの法人税改革～強い大企業ほど大幅減税～

(1) 理由

①国際比較で負担が高水準、租税競争で劣位 ⇒ 立地競争力強化（法人税減税 ⇒ 投資の増加 ⇒ 雇用の増加 ⇒賃金上昇 ⇒ この国内消費の増加（好循環）

今度は成長戦略との関係です。上記括弧内のこういう考え方は実は安倍政権とは関わりなく自民党政権ですずっと続いているんです。民主党政権も触れなかったけれども、法律的には持続している。自民党がすごかったなと思うのは、2008 年の年末に平成 21 年度所得

税法等の一部を改正する法律というのを成立させている。その 107 条に抜本的税制改革のメニューがあり、法人税減税も書いている。それで民主党政権ができた時に、個人的に民主党政権の税制改正をやる上で何が必要かと聞かれたから、この 107 条を廃止しろと言ったんです。当時自民政権を担っていた人達が最近話すようになったんですけれども、自民党は政権を離れると、離れても税制改正が後に残るようにこの法律を作ったんだといっています。結局民主党政権は廃止できませんでした。

ということがありまして、法人税減税はその時代からあるんですけれども、ここにきて新しい条件として、安倍首相が法人税減税を言い出しました。それはどんな理由かということです。6月に成長戦略が出ます。その成長戦略で謳われているように国際比較で日本は法人税負担が高いとダボス会議での演説でも言っていますが、高いから立地競争力を強化しなければならないと。法人税を減税すると、投資が増え雇用が増えて、賃金が上昇し、国内消費が増加するという好循環を生むというのが安倍さんの説明です、さらに株価が上がるという思惑もあるのでしょうか。

これはトリクルダウンと言われています。上から滴り落ちてくる。お金持ちを豊かにすると、樋に水が溜まるようになるから、水が滴り落ちてきて下の人もよくなるという考え方です。安倍さんは新自由主義の思想を正直に言っているだろうと思います。念のために言いますが、外国をみても、法人税を減税してこんな好循環を生んだという例というのはありません。むしろ、こういう法人税減税をやった場合には財政危機が起きるといことの方が国際的な例です。

②法人課税を“広く薄い”課税に（赤字法人課税、新陳代謝の促進）

2 番目ですが、法人課税を変えようということです。今、全国には約 300 万の会社があるんですけれども、そのうち法人税を納めている会社は、約 3 割です。約 7 割が赤字法人なんです。資本金 1 億円以上の法人が約 25 万社あります。その 25 万社の納めている法人税が全体の 8 割ということで、偏りがある。儲かっていないんだから払わないのは当たり前ではないかという議論が一方にはあるんですけれども、偏りがあるから赤字法人にも課税できるシステムを作ろうというので“広く薄い”法人税を作ろうという議論が今、盛んに出てきています。この法人税は、国税ではなくて地方税になる可能性があります。法人事業税付加価値課税です。

あるいは、今、資本金 1 億円以上は基本税率 25.5% 課税です。ところが 1 億円未満の企業は、法人税率は 17% です。それをもっと細かく切って、資本金の低い中小零細企業にも法人税を納めなければならないシステムを作っていくということもいわれています。ただこれをやると、自民党の選挙基盤である中小企業者の懐に手を突っ込む話になるので、うまくいくかどうかについては疑問がありますけれども、考え方として広く薄い課税にするという法人課税の基本的理念転換が検討されていることを申し添えておきます。

ここで「法人税」と「法人課税」と使い分けしていますが、法人課税と書いた場合には、国と地方という意味です。

それから法人課税で「新陳代謝の促進」というのは、どうも日本は中小企業に今まで甘くしてきたから、倒産してもいい中小企業が残ってしまっているという考え方があります。だからこの際、税金の面で中小企業を甘くしないで、潰れるものは潰れてもらって新陳代

謝をした方がいいのではないかという発想がこの裏にはあります。ただし、先程申し上げましたように上手くいくかどうかについては、議論があるところです。

(2) 目標(規模) 実効税率 10%程度引き下げ(25%程度)。アジア諸国の水準、中国 25%、韓国(ソウル) 24.2%、シンガポール 17%

ではどの程度下げるといって、税率を 10%程度引き下げたいということです(当座 6%程度)。昔は主要国という、ヨーロッパ諸国とかアメリカと比べていたんですけども、今はこの主要国には、中国と韓国が入ってきています。中国が 25%で、韓国は 24.2%です。もっと低いところを見るとシンガポールが 17%です。

(3) 減税規模：5兆円程度(税率 1%あたり国税 3900 億円。国税・地方税計 4700 億円【平成 26 年度予算】。過去最大は約 5000 億円。)

これで減税をすると、減税規模は 5 兆円程度になるのではないかと。消費税率に合わせると 2%程度の減税になるのではないかと専ら言われているのですが、この辺りは単年度でやらないので、何年かに分けてやるので見にくくなると思いますけれども。

(4) 財源：成長(減税先行)、租税特別措置等の整理、恒久的財源確保(消費税増税等) 新たな増税要因となる。

財源をどうするか、これが最大の問題です。昨日の日本経済新聞で、自民党の野田税調会長が恒久的財源を補う財源を見つけなければ法人税減税はできないという話をしていました。これは社会保障と税の一体改革以外に法人税減税が乗ってきたわけですので、この減税財源をどこに求めるかという議論が今起きています。これは個々の資本間の利害対立などなかなか難しい問題で、話し出すと長くなるので、この辺で止めておきます。

(5) 手法：地方法人税の国税化と税率引き下げ

やり方として先程から地方税のところを注意してくださいと何回か申し上げてきました。それは消費税率が 10%になったら、地方法人税(国税)を増やしますと書いてあります。それで地方交付税を増やしますよということですけども、こういう意見が経団連と同友会から出ています。地方では、法人税はできるだけ取らない方がいい。何故なら、地方自治体の財政というのは、選挙権を持っている住民が原則的に賄うべきものである。法人は選挙権を持たない。それからもう一つは、法人に課税をすると都会に集中する。これはまずいと。だから国にまとめてしまって、国から交付税で配分した方がいい。そこで国にまとめたら、そこで法人税率を下げましょうと、そうすると何が起きるかということ、地方交付税が減ります。減ったら地方消費税を増税しましょうという意見が財界から出ています。このように法人課税改革をきっかけに全体としての税制改革が動き始めたというふうに見なければならぬと思います。

むすび ～対抗軸～

社会保障・税制改革は、国のあり方を問う課題

それでは、消費税増税・社会保障解体・法人税減税に対する対抗軸は何か、「憲法をくらしに生かし、生存権が保障される平和国家」の「国づくり」だと思います。したがって、とくに社会保障分野、税制改革では、生存権保障をめぐる「憲法第 25 条」を、個々の場面でも、全体的にも実現を目指すことが焦点です。対立軸は非常にはっきりしています。

とくにナショナルミニマムの国による保障⇒財源：大きな政府（福祉国家）と「応能負担」原則による税・保険料負担改革。経済政策の基本的転換による財政再建が必要です。

税制改革分野の具体的課題は、社会保障制度解体と一体化した消費税増税をやめさせながら、所得再配分機能強化と、税収確保機能の回復を図ること⇒消費税増税優先の税制改革から所得課税中心の税制へということです。

（本稿は、講演録をもとに事務局が編集した原稿に、講演者が一部修正して作成したものです。文責は事務局にあります。）